

令和3年6月15日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

令和3年5月18日付け3長市務第33号及び令和3年6月4日付け3長市務第60号で本審議会に対して諮問のありました下記の事項について意見等を取りまとめましたので、別紙のとおり答申します。

記

- 長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の目的外利用
 - ・ 高齢者等タクシー移動支援事業に係る対象者に関する個人情報の目的外利用及び施設等を利用している者に関する個人情報の目的外利用について
 - ・ 「長岡京市ながすく応援券事業」に係る支援対象者、虐待等により施設等に入所措置が講じられている者及び契約により施設等を利用している者並びに妊娠している者に関する個人情報の目的外利用について

以上

答 申 書

答 申 番 号	令 3 - 1	答 申 日	令和 3 年 6 月 1 5 日
審 議 件 名	高齢者等タクシー移動支援事業に係る対象者に関する個人情報の目的外利用及び施設等を利用している者に関する個人情報の目的外利用について		
審 議 日	令和 3 年 6 月 8 日		

内 容

本件は、高齢者等タクシー移動支援事業（タクシー補助券の交付）を実施するため、住基情報等の個人情報を目的外利用したく、長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、本審議会に諮問されたものである。

本審議会は、利用しようとする住基情報、65 歳以上 74 歳以下の要介護認定を受けている者（以下「要介護者」という。）の情報、65 歳以上 74 歳以下の愛のタクシー事業対象者（以下「愛のタクシー対象者」という。）の情報及び本市に住民登録を残したまま入所措置又は契約により施設等に入所している者（以下「要配慮者」という。）の情報並びに情報の保護措置について、所管課である交通政策課から説明を受け、以下のとおり確認した。

ア 目的外利用の理由

・適正に、補助券の交付対象者を確定し交付事務を行うため、個人情報保有課から情報の提供を受ける必要がある。

イ 個人情報の保有課と利用項目

- ・住基情報（市民課）：「氏名」「住所」「生年月日」
- ・要介護者の情報（高齢介護課）：「氏名」「住所」「生年月日」
- ・愛のタクシー対象者（障がい福祉課）：「氏名」「住所」「生年月日」
- ・要配慮者の情報（高齢介護課・障がい福祉課）：「氏名」「生年月日」「入所年月日」「退所年月日」「施設名」「施設所在地」
- ・送付先情報（高齢介護課・医療年金課・障がい福祉課）：住民登録上の住所以外の郵便物送付先
- ・制限情報（市民課・高齢介護課・医療年金課・障がい福祉課）：住民票の写し交付制限等補助券交付に当たり配慮すべき情報

ウ 保護措置

・委託により情報を取り扱う業者に対し、個人情報の保護を徹底する。

本審議会は、審議の結果、以下の意見を付したうえで、個人情報を目的外利用することについては問題ないとの結論に達した。

- ①要介護者等の個人情報の取扱いについては、長岡京市個人情報保護条例及び長岡京市情報セキュリティに関する規程を遵守すること。
- ②保有課から提供を受けた個人情報は適切に保管・管理し、利用が済み次第廃棄すること。
- ③受託業者が個人情報の保護措置を講ずることを契約書又は覚書に規定し、必要な場合は業務を監督すること。